

平成27年4月15日

## 平成27年度 広島大学監事監査計画書

監事 生和秀敏

監事 高橋 超

国立大学法人広島大学監事監査規則（平成27年4月1日改定）に基づき、平成27年度の国立大学法人広島大学監事監査計画を次の通り定める。

### 1、監査の基本方針

本学が掲げる理念・目標を達成する観点から、本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために、監査室及び会計監査人と連携して監事監査を実施する。

### 2、監査事項

(1) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況

(2) 業務監査

- 1) 業務の有効性及び効率化
- 2) 人事管理の妥当性
- 3) 財務報告の信頼性
- 4) 法令等の遵守と社会的責任
- 5) 資産の保全と有効活用

(3) 会計監査

(4) 内部統制整備状況

- 1) 職務権限の明確化
- 2) 評価体制の整備状況

なお、上記の事項に加え、必要に応じて臨時監査を行うことがある。

### 3、監査の視点

(1) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況

- ・年度計画の進捗状況のモニタリング
- ・評価委員会の評価結果の確認
- ・理事室・部局等の活動状況の監査

(2) 業務監査

- 1) 業務の有効性および効率化
  - ・学内規則の整備状況

- ・目標管理型の業務運営
- ・効率的な会議運営
- 2) 人事管理の妥当性
  - ・人事制度の改善状況
  - ・人材養成とFD・SDの充実
  - ・人件費管理の方策
- 3) 財務報告の信頼性
  - ・監査室の内部監査結果の確認
- 4) 法令の遵守と社会的責任
  - ・リスク管理体制の整備
  - ・個人情報保護の徹底
  - ・人権尊重とハラスメント対策
- 5) 資産の保全と有効活用
  - ・遊休資産の有効活用・処分
  - ・施設及び大型設備の活用促進
- (3) 会計監査
  - ・監査室の内部監査と会計監査人の監査の確認
- (4) 内部統制整備状況
  - 1) 職務権限の明確化
    - ・理事及び副学長の職務権限の明確化
    - ・職務権限表の策定
  - 2) 評価体制の整備状況
    - ・外部評価制度の定着
    - ・評価部の充実

#### 4、監査期間

- (1) 中期目標・中期計画および年度計画の実施状況の監査は、四半期ごとに進捗状況のモニタリングを行い、年度末に纏められる実施状況の監査を行う。
- (2) 業務監査の実施期間は、平成27年4月から平成28年3月まで、年間を通して行う。具体的な監査対象事項と監査期間は、監査室の監査年間スケジュールに準じて行う。
- (3) 会計監査に関しては、会計監査人の監査結果を受けて監査を行うため、平成28年6月までが監査期間となる。
- (4) 内部統制整備状況の監査は、関係書類の閲覧等は年間を通じて行うが、ヒアリングに関しては、予め関係者と日程調整を行った上で実施する。

## 5、監査方法

定期監査は、以下に示す方法に加え、監査室等の内部監査の報告を受けて、その内容を確認する。

- 1) 役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議へオブザーバーとして出席
- 2) 監事監査規則に掲げられた決裁書類（監事回付文書）の閲覧
- 3) 学長との定期的または随時のミーティング
- 4) 理事・副学長、部局長等に対する個別面談
- 5) 監査室・会計監査人等の監査への同行・立ち会い

なお、平成27年度の業務全般に関し、学長等からの概況聴取を行うとともに、必要に応じて担当者からの個別事情聴取及び書類等の提出を求め、監査を行う。

## 6、監査結果報告

平成27年度の監査結果報告書は、学長に開示したのち、平成28年6月に文部科学省に提出する。なお、監事監査意見書は、大学の管理・運営の参考意見として、逐次、学長に提出する。

以上

## 参考 重点監査事項の設定にあたって

### 「ガバナンス体制の整備状況に関する監査」

#### ー職務権限の明確化についてー

職務権限とは、役職に応じて認められている職務の執行に関する権限のこと  
で、分権化を進めるにあたっては、分掌範囲の職務内容の明確化に加え、分掌  
範囲での意思決定権限、業務執行権限、予算執行権限、労務監督権限などを明  
確に定めておく必要がある。また、権限には責任が伴うことから、職務執行に  
おける責任の所在を明確にするという意味もある。

学長の職務権限は法令等によって定められているが、理事の職務は役員会を  
構成するメンバーであることを除くと、法令上定められた職務権限はなく、理  
事にどの範囲での職務執行の権限を与えるかは、全て学長の裁量に委ねられて  
いる。また、学校教育法の改正によって、副学長についても教学に関する職務  
権限を与えることが可能になってきた。ガバナンス体制整備の骨格は、何よ  
りもまず、法令によって定められている学長の権限と、学長によって負託され  
ている理事及び副学長の職務権限を明確にすることである。

その上で、管理運營業務を束ねる管理職である部長職に相当する副理事及び  
部長、課長職に相当するグループリーダー、さらには、部局等を統括する部局  
長及び共同利用施設長の職務権限を明確にし、役職に応じた職務権限表を作成  
し、それを規程化しておくことが、ガバナンス体制の整備という点で重要であ  
る。そのためには、各役職ごとに、職務内容と、(1) 意思決定権限、(2)  
業務執行権限、(3) 予算執行権限、(4) 労務監督権限、(5) 人事評価権  
限などの職務権限を構成する諸側面について、個別にヒアリングを行い、職務  
権限についての自己認識を確認し、役員・管理職を中心とした管理運営システ  
ムが円滑に機能する環境条件が整備されているかどうかを監査する必要がある。  
る。

以上の理由から、平成27年度監事監査の重点監査事項として、職務権限を  
中心とした「ガバナンス体制の整備状況に関する監査」を計画している。

- 1、学長の職務権限（ガイドライン）
- 2、理事の職務権限
- 3、副学長の職務権限
- 4、部局長の職務権限
- 5、共同利用施設長の職務権限
- 6、副理事および部長の職務権限
- 7、グループリーダーおよび副グループリーダーの職務権限
- 8、ガバナンスにおける委員会の役割と権限

平成27年度 監査室 監査スケジュール

番号	監査の対象	重点項目	被監査部局等	月別実施計画												監査責任者 監査担当者	備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
<p>1. 内部監査は、本学の諸活動の遂行状況を適法性、合理性及び効率性の観点から公正かつ客観的に調査・検証をし、その結果に基づき情報提供及び改善のための助言・提案等を行うことにより、本学の健全な運営及び目標達成に資することを目的とする。</p> <p>2. 臨時監査として、特定テーマ(詳細は別紙のとおり)に関する業務監査及び前年度以前に実施した監査結果に基づきフォローアップ監査を実施し、課題整理や対応策等を検討のうえ対象部署に対して助言・提案等を行う。</p>																		
<b>【定期監査】</b>																		
1	科学研究費補助金の執行状況(厚生科研, JST等を含む)	補助条件に適合した執行が行われたかを検証・確認	平成26年度採択課題件数の10%以上の件数を対象				←										監査室, 研究企画室, 社会連携グループ	※1
2	個人情報情報の管理状況	保有個人情報情報の管理状況	個人情報情報管理者の1/3対象(3年間で全部署監査)						↔								監査室, 総務グループ, 文書館	※2
3	法人文書の管理状況	保有法人文書の管理状況	文書管理者の1/3対象(3年間で全部署監査)						↔								監査室, 総務グループ, 文書館	※3
4	不正使用防止計画にかかるとモニタリング	不正発生要因に応じた内部監査及び防止体制の検証	平成27年度採択課題件数(文科科研)の10%以上を対象						↔								監査室, 研究不正防止対策推進室	
<b>【臨時監査】</b>																		
5	特定テーマを設定した業務監査	「臨時監査項目表」のとり	監査実施計画策定時に決定														監査室, 関連部署	
6	フォローアップ監査	前年度以前の指摘事項に対する措置回答書の内容	前年度以前に措置回答書の提出を求めた部局等														監査室	※4

備考

- ※1 書面による調査を行う通常監査と、個別に面談して調査を行う特別監査を行う。
- ※2 監査結果については、平成28年度科学研究費補助金申請時に報告書として提出する。
- ※3 広島大学個人情報情報の取扱いに関する規則第35条の規定に基づき監査として実施する。
- ※4 広島大学法人文書管理規則第23条の規定に基づき監査として実施する。
- ※5 監査実施時期は、措置回答書の提出を受けて、その内容に応じフォローアップ監査を実施するため流動的である。
- ※6 研究費等の不正使用に関する通報並びに公益通報等に係る調査(要請に応じて)その他緊急に監査の必要があると認められる事項